

事 務 連 絡

平成28年4月19日

熊本県・熊本市会員施設・事業所 御中

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会 長 石 川 憲

平成28年（2016年）熊本地震に関する義援金について

平成28年熊本地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申しあげますと共に、被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

さて、本会では、被災された方々のケアに必要な物資、人員要因の確保を図り、被災地施設の活動を支援することを目的として、熊本県外の全国老施協会員施設・事業所に対して、義援金（義援金名称「平成28年（2016年）熊本地震災害義援金」）の呼び掛けを行っております。

本会と致しましては、引き続き被災地の復興支援に努めて参りますので、ご理解の程何卒よろしくお願い申しあげます。

〔問合せ先〕

公益社団法人全国老人福祉施設協議会（村上、伊藤、國井）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7F

TEL 03-5211-7700

FAX 03-5211-7705

平成 28 年（2016 年）熊本地震災害支援〔推進要領〕

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

1. 趣旨

4 月 14 日 21 時 26 分に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」では、熊本県益城町を中心に甚大な被害が発生しており、今後、被災した老人福祉施設及び被災住民に対する専門的な復旧支援が必要となってきます。

全国老施協は、関係機関と連携しながら、物資の救援、介護職等人材の派遣、支援金の提供等を推進するため、全国の会員施設・職員から義援金を募集するものです。

2. 支援の内容

(1) 現地への支援活動

- ① 物資の調達
- ② 介護職人材の派遣
- ③ 被災県・市老施協及び被災施設への義援金

(2) その他必要な支援

- ① 緊急避難（避難先の確保、移送支援等）
- ② その他

3. 義援金の受入口座

【金融機関】（0009）三井住友銀行 （096）東京公務部
普通預金 No. 0023461

【口座名義】公益社団法人全国老人福祉施設協議会
災害支援事業 会長 石川 憲

※ 振込み確認を確実にを行うため、別紙の『送金通知書』を必ず FAX 送信していただきますようお願い申し上げます。

4. 義援金のとりまとめについて

- (1) 職員、利用者、家族及び地域の方から善意をお受けいたしますので、施設内でおとりまとめください。
- (2) 県老施協・デイ協でとりまとめられる場合には、県老施協・デイ協単位でご送金ください。

5. 募集方法

- (1) 全国の会員施設あてに、別紙「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震への義援金のお願い」をファクシミリにて送信します。
- (2) 当面の受入れ口座は、本会「公益社団法人全国老人福祉施設協議会 災害支援事業」とします。

6. 募集期間

平成 28 年 4 月 20 日 (水) ～ 5 月 31 日 (火) を目途とします。

7. 支給決定

- (1) 義援金は、支援に係る費用に充当します。(物資の調達、人材派遣等)
- (2) 義援金施設に対する支給先・支給額は、正副会長・業務執行理事会議の合議により決定し、理事会に報告させていただきます。
- (3) 速やかに決定を行うため、当該県・市老施協会長の現地報告、全国老施協役員による現地調査等を参考とします。

8. その他

- (1) 義援金は任意のものです。
- (2) 会員の皆様には、後日、募金総額と支援内容をご報告させていただきます。
- (3) 領収書は、原則として発行いたしません。金融機関の振込依頼書(控)をもって領収書に替えさせていただきます。
- (4) 当面の対応については、本会予備費を充用する場合があります。

9. 担 当

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 (村上・伊藤・國井)
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 7 - 1 塩崎ビル 7 階
TEL 0 3 - 5 2 1 1 - 7 7 0 0 fax 0 3 - 5 2 1 1 - 7 7 0 5

* 平成 28 年 4 月 20 日施行

FAX 送付先 03-5211-7705

全国老人福祉施設協議会 事務局

TEL03-5211-7700（総務部）

「平成 28 年（2016 年）熊本地震災害義援金」

送 金 通 知 書

「平成 28 年（2016 年）熊本地震」への義援金をご送金いただく際、【送金者】を確認させていただくため、下記必要事項をご記入の上、必ず FAX にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1. 【施設名または個人名】 _____

2. 【連絡先電話番号】 _____（ _____ ）

3. 【振込内容】

(1) 振込額 _____ 円

(2) 振込日 _____ 月 _____ 日

(3) 振込依頼人名及びご利用銀行（振込時にご利用の銀行名と振込人名をご記入ください。）

〔ご利用銀行名〕 _____ 銀行 _____ 支店

フリガナ
〔振込依頼人名〕 _____

事 務 連 絡
平成28年4月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に対し
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

今般の平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害について、その被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、「東日本大震災に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について」（平成23年4月28日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡。別紙参照。）と同様の取扱いを可能とします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人への周知を徹底して頂きますよう、よろしく願いいたします。

事務連絡

平成23年4月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

東日本大震災に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を
支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付け老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

しかしながら、このたびの東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、東日本大震災に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管下市町村及び社会福祉法人に周知を図るようよろしくお願いします。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

問い合わせ先

厚生労働省老健局高齢者支援課

企画法令係（内線3971）

03-5253-1111